

学校に何が求められているのか

総論

清水陸美

しみず むつみ
日本女子大学人間社会学部教育学科教授
専門は学校臨床学、教育社会学
移民の子どもに関する研究
著書:『ニューカマーの子どもたち』(勁草書房、2006年)
『日本社会の移民二世代』(共著、明石書店、2021年)

二〇二二年六月こども家庭庁が設置され、こども基本法も公布された。注目するべきは、その第一条に「次代の社会を担う全てのこども」を対象とすることが明記されたことである。周知のとおり、国籍が日本ではない外国籍児童生徒の教育を受ける権利は、長らく十分に保障されてこなかった。根拠は日本国憲法第二六条であり、条文の主語が「国民」となっていることから、国籍が日本であるものに対する保障であると解釈されてきたからである。そうしたなか、一九六五年「日韓法的地位協

定」の締結や一九九四年「子ども（児童）の権利条約」の批准によって部分的な解釈変更が示されてきたものの、国内法の改正は必要ないとされてきたのである。このような「制度的排除」という歴史的経緯を踏まえれば、二〇二二年のこども基本法が「全てのこども」を対象としたことの意義は大きい。

本稿では、こども基本法において「全てのこども」が対象となったことを踏まえて、外国ルーツの子どもにかわり、学校に何が求められているかを検討してみたい。

一 外国ルーツの子ども理解——その固有性

外国ルーツの子どもの教育を受ける権利は長らく「制度的排除」のもとにあったため、外国ルーツの子どもも理解は、「日本の学校での授業についていく」ことが目的となり、その固有性に立脚した対応がなされてきたとは言えない。言い換えれば、「日本語さえできれば、あとは個人の努力の問題」として取り扱われ、日本語習得に特化した対応がなされ、かれらのこれまでの経験や学びが大切に取られ扱われることはない。二〇二二年改訂の「生徒指導提要」にも、「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」のもとに、初めて「外国人児童生徒等」の項目が掲げられたものの（二八九頁）、かれらの困難さに迫る具体的な姿は示されていない。

以下では、複数言語環境と複数文化環境という外国ルーツの子どもの日常の固有性を示すと同時に、日本の学校がそうした背景を想定していないために、かれらが抱えさせられている複合的な困難さを検討していきたい。

1 複数言語環境と日本の学校

外国ルーツの子どもは、学校で使われる日本語と、家

庭で使われる親の第一言語を、それぞれの場で使い分けながら生活している。また、両親が国際結婚の場合、家庭で使われる言語が一つとは限らず、二つの言語が混じりあった言語環境のもとにおかれる場合もある。さらに、親が複数言語を混ざる使用（ミキシング）をしていれば、親の言語がそもそも単一ではない場合もある。こうした複数言語環境は、来日間もない外国籍の子どもだけでなく、幼少期に来日したり、日本生まれであったりして、幼い頃から家庭外では日本語を使い、傍目には何ら日本語に不自由していないように見えている子どもの方がより複雑な言語環境におかれたりもしている。

しかしながら、日本の学校は、家庭での使用言語が日本語ではない子どもを想定した教育課程になっていない。すなわち、単一言語環境（日本語モノリンガル）を前提として学習内容が組み立てられているため、母語や第一言語、母国語、継承言語、あるいは、社会生活言語や学習思考言語、さらにバイリンガルに至る過程においても様々な言語獲得段階があること等々、言語に関する多様な分析観点をもっていないのである。

このような無理解は、外国ルーツの子どもの日本の学校での学力テストの低さとして顕在化する。日本語モノ